



昭和十一年七月九日午後文部省普通學務局學  
 務課長ヨリ大正十四年衆議院議員選舉法  
 改正法律案(普選案)審議ノ際附帶決議ア  
 リト聞ク之ヲ閱覽謄寫致シタキ旨電話ヲ以  
 テ照會アリ伺ノ上許可ノ旨回答セルニ直ニ同  
 課勤務ノ屬柴沼力來院、上右件審査報告  
 ヲ謄寫シタリ

樞  
 密  
 院

理事官



昭和十一年七月三日午後高橋宮内書記官(敏雄)  
來院明治二十七年本院ニ於テ決議アリタル華族  
令追加ノ件ニ關スル書類閱覽謄寫致シタキ旨  
申出アリ伺ノ上右書類ヲ閱覽セシメタル二三、四日  
ノ兩日閱覽謄寫シタリ

昭和十一年七月三日午後  
明治二十七年の華族令の決議書抄本に  
宮内事務官兼宮内書記官

高橋敏雄

樞密院